

四国電力株式会社伊方発電所原子炉施設

保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2101141号
令和3年1月14日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和2年11月13日付け原子力発第20317号をもって、四国電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う職務内容の変更

2号炉が廃止措置計画の認可を受け、3号炉一基運転となることによる業務体制見直しのための組織改正に伴い、以下に示す保安に関する職務及び組織の変更を行うため、関連する保安規定条文である第1編第4条、第5条、第7条及び第12条の2並びに第2編第204条、第205条、第207条及び第212条の2を変更する。

- ・ 工程管理課及び同課所管の定期事業者検査及び原子炉施設の保修、改造作業における工程管理業務を定検検査課へ統合
- ・ 系統管理課及び同課所管の原子炉施設の系統管理に関する業務を発電課当直長へ統合

Ⅲ. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 組織改正に伴う職務内容の変更内容が、申請者から令和2年4月1日付けで提出された伊方発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する第4条第1項に基づく届出書(1号炉、2号炉及び3号炉)に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、第1編(運転段階)は、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定。))、第2編(廃止措置段階)は、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準(原管廃発第13112715号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定。)) (以下これらを総称して「保安規定審査基準」という。)を基に判断した。

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる項及び番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第92号各項及び各号を表している。

- (1) 第1項第3号(発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織)及び第3項第4号(廃止措置を行う者の職務及び組織)関係

第1項第3号及び第3項第4号について、保安規定審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第1項第3号及び第3項第4号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 工程管理課(定期事業者検査期間中の工程管理業務全般及び原子炉施設の保修・改造作業における工程管理を実施)と定検検査課(定期事業者検査の検査に係る工程管理業務)を統合することにより、工程管理業務を一元的に行うものであり、保

安のために講ずべき措置に必要な組織及び職務内容が定められていること

- ② 系統管理課（原子炉施設の系統管理に関する業務を実施）と発電課当直長（原子炉施設の運転に関する当直業務を実施）を統合することにより、3号炉の系統状態並びに廃止措置段階の1号炉及び2号炉の系統状態を一元的に管理するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な組織及び職務内容が定められていること